

令和2年度事業計画

事業方針

当協会は、県内の各分野における国際交流と多文化共生の社会づくりを促進するため、平成3年（1991年）4月に設立され、同年、国から「地域国際化協会」として認定を受け、地域の国際交流を推進する中核的民間組織としての役割を担ってまいりました。

また、平成13年（2001年）4月からは、県内の国際交流の拠点施設として県が整備した「山形県国際交流センター」の開設に伴い、県から同センターの管理運営を任せられ（現在は県の指定管理）、今日に至っております。

県内の在住外国人は、令和元年（2019年）12月末現在7,945人（対前年比687人増）で、平成27年（2015年）以降5年連続での増加となり、平成17年の7,703人を超えて最高となりました。在留資格別では技能実習が前年に比べ597人増と大幅に増えています。

当協会は、このような環境の変化を踏まえ、次の基本的な考え方のもと、多様な文化や価値観が共生する地域社会の実現に向けて取り組んでまいります。

- 1 県内各地の国際交流団体や産業経済団体、教育機関、行政機関などとの幅広い連携
- 2 国際交流や国際協力、多文化共生等に関する活動への県民の参加と活躍の機会の提供
- 3 県内外の国際交流、多文化共生などにかかわる方々との交流や研修などを通じた協会職員の資質の向上

これらの考え方に沿って、新規事業をはじめ、事業内容の拡充や様々な実施方法を通して、県民の国際交流と国際理解を深め、在住外国人に対する支援等を進めてまいります。

事業計画

1 情報集積・広報事業

(1) 情報集積活用事業

国際交流センターの利用率向上のため、ウェブサイト、フェイスブック、インスタグラムなどを有効活用し、7言語で当協会の活動状況やイベント情報等をタイムリーに発信する。また、交流サロンに各種図書類やネット端末を整備し、来訪者が一層利用しやすい環境整備に努める。

(2) 広域連携推進事業

「地域国際化協会連絡協議会」等が主催する連絡会議及び研修会等に参加し、情報収集と各県の国際交流協会との連携強化に努める。

(3) 機関誌の発行

当協会や各国際交流関係団体等の活動状況の紹介や、当協会が実施する交流イベント等の情報を掲載した日本語版の機関誌「AIRY」を年3回作成し、関係機関・団体、賛助会員等に配布する。

(4) 多言語情報誌の発行

CIR（山形県国際交流員）による県内各地の歴史、文化、暮らしに関する取材情報を日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語で外国人向け情報誌「Face to Face」として作成し、機関誌の発行と合わせ年3回、関係機関・団体、留学生、賛助会員等に配布する。

2 国際交流推進事業

(1) 地球市民学習事業

県民の国際理解や多文化共生に対する関心を高めるため、他団体とも連携した交流イベント等を開催する。

交流イベント	開催予定回数
① とびいりワールド茶館（カフェ）	9回
② 英会話講座 Eigo で話そう！	10回
③ CIR（山形県国際交流員）による多文化理解講座	6回
④ 世界をのぞけば・・・（JICA 東北との共催による講座）	4回
⑤ CIR・スタッフによる出前講座	要望による

(2) 国際理解推進事業

山形大学、JICA 東北、認定 NPO 法人 IVY の関係者とともに、国際理解と多文化共生をテーマとし、参加者同士が交流し、情報や意見を広く共有できる場として、一般県民を対象とした「国際理解実践フォーラム／山形から世界をみてみよう！」を開催する。

3 国際協力推進事業

県の海外技術研修員の受入れに伴う生活支援を行うとともに、当協会の交流イベントへの参加や県内各地の歴史、文化、習慣などについて学習・体験する機会を設ける。(県委託事業)

4 民間国際交流活動推進支援事業

(1) 民間団体との連携強化・交流促進

ア 各国際交流関係団体との連携を図るため、懇談会及び研修会を開催する。また、「山形県国際交流関係団体ダイレクトリー」を作成し、ウェブサイト上で公開する。

イ 県内において外国人相談活動を行っている団体等による「やまがた多文化共生ネットワーク会議」(平成 30 年度発足)を開催して、災害時における在住外国人支援など、外国人との多文化共生に向けた課題と連携した対応について協議を行う。

(2) 国際交流サポーター(ボランティア)の募集、紹介及び研修の実施

ア 国際交流事業を推進するためのボランティアを募り(山形市国際交流協会と相互登録)、当協会事業への協力要請を行うとともに、各団体または個人からの要請に応じてサポーターを紹介する。

イ サポーターのスキルアップと相互交流を図るため、山形市国際交流協会と共催で語学サポーターを対象とする研修会を開催するとともに、日本語サポーター勉強会を定期的を開催する。

- 〈サポーターの種類〉
- ①語学(通訳、翻訳)
 - ②日本語
 - ③ホストファミリー
 - ④国際理解
 - ⑤イベント協力

(3) 民間国際交流団体活動推進支援助成事業

県内の国際交流関係団体等の活動を支援するため、当該団体が実施する国際理解の促進、在住外国人支援のための活動費の一部を助成する。また、新たにオリパラ枠を設け、東京オリンピック・パラリンピックのホストタウンにおける民間団体による交流活動を支援する。

(1 団体当たり限度額：20 万円、オリパラ事業については 10 万円)

5 多文化共生社会づくり(在住外国人支援)事業

(1) 日本語教室の開設

中級クラスに加え新たにN3合格クラスを設けるとともに、最寄りの日本語教室に通えない日本語学習希望者や日本語支援の必要な児童・生徒に対し、日本語サポーターを紹介する。

県内の日本語学習支援関係者の情報共有と意見交換を目的とする「山形日本語ネットワーク懇談会」(平成 6 年発足)を引き続き開催する。

開設コース	開催回数
①中級へ行こうクラス	前期・後期 各 15回
②中級総合クラス	前期・後期 各 30回
③N3合格クラス（日本語能力試験 N3の合格を目指す）	前期・後期 各 30回
④日本語サポーターによるマンツーマンレッスン	随時相談

(2) 日本語ボランティアの養成

県内の在住外国人や事業者のニーズを踏まえ、日本語支援者の拡大を図るため、新たに地域の国際交流協会と連携して日本語ボランティア養成講座（2ヵ所）を実施する。

(3) 医療通訳・司法通訳の養成

県内在住外国人の生活を支援するため、認定NPO法人IVYと共同で医療通訳、司法通訳者養成講座を開催する。

(4) 外国人相談研修事業

県内外の外国人相談窓口の相談員、県内の市町村担当者、専門相談機関の相談員等を対象にスキルアップと相互交流を目的とした研修会を開催し、相互の連携強化を図る。

新たに、一般財団法人自治体国際化協会（CLAIR）の助成を受け、外国人からの多様化・複雑化する相談に対応するため、必要な知識・技能を実践を通して習得する研修会を開催する。

(5) やさしい日本語普及研修事業

県内自治体や関係機関へ出向き、やさしい日本語の普及を目指した研修会を開催する。

また、ウェブサイト、フェイスブック、インスタグラムなどで、やさしい日本語を使った情報発信を行う。

(6) 災害時外国人支援連携体制整備事業

米沢市国際交流協会と共催し、災害時外国人支援サポーター研修を実施するとともに、災害時の外国人支援について、県内の産業、防災、福祉などの各種団体向けの出前講座を実施する。

6 在外県人会等支援事業

(1) 在外県人会支援事業（県補助事業）

ア 海外の山形県人会 6 団体（ブラジル、アルゼンチン、ペルー、パラグアイ、ハワイ及び北米南カリフォルニア）の活動費に対し助成する。

イ「ブラジル山形県人会青年部」が行う交流事業に対し助成する。

(2) カレンダー贈呈事業

日本各地あるいは山形県内の風習・風景を題材にしたカレンダーを在外山形県人会に贈呈する。

7 地域人権啓発活動活性化事業

法務省人権啓発活動地方委託事業の一環として、外国人相談窓口の周知を図るため、多言語リーフレットを作成し、県内の関係機関・団体や大規模流通店舗等に配布する。

8 賛助会員事業

(1) 団体会員に対する新規特典

- ア 協会実施の講演会、研修会、講座等を優先的に案内するとともに、参加費を割引する。
- イ 通訳等の国際交流サポーターを団体賛助会員に紹介する。

(2) 賛助会員と国際交流サポーターへの事業説明会・懇談会の開催

協会事業に対する理解を深めるとともに、会員同士やスタッフとの交流を図るため、事業説明会及び懇談会を開催する。

9 山形県国際交流センター管理業務事業（県の指定管理）

(1) 山形県国際交流センターの管理運営

ア 利用促進への対応

利用者に対する利便性の向上に努めながら、魅力的な交流イベントの企画とともに次により利用促進を図る。

- ① ホームページ、ツイッター、フェイスブック、インスタグラムによるタイムリーな交流イベント情報や活動状況の提供・紹介
- ② 駐車料金の助成などのメリットを活かした賛助会員の積極的な確保
- ③ センターの設置目的に沿った研修室及びボランティア室の積極的な貸出し

イ 危機管理への対応

防犯、防災、事故対応等、施設管理に求められる危機管理能力を身につけるため、BCPに基づき訓練等を実施する。

(2) 外国人総合相談ワンストップセンターの運営

ア 外国人相談窓口

在住外国人の生活面での支援を行うため、7言語に対応する相談員を配置し、出入国・在留資格、語学学習、教育問題、家庭問題など様々な相談に電話・面接・Eメール等で応じる。

また、7言語以外の言語については、通訳アプリ、ポケットクなどを活用し相談に対応する。

さらには、相談者から要望のあった生活情報に関する資料等の提供や専門相談機関の紹介を併せて行う。

◇相談窓口の体制

対応言語	開設日	開設時間
日本語	火～土	10：00～17：00
英語		
中国語	火・金	10：00～14：00
韓国・朝鮮語	木・土	
ポルトガル語	水	
タガログ語	金	
ベトナム語	第2・4土	

イ 企業向け相談窓口

外国人の雇用に関する企業からの相談に対応する

相談概要	開設日	開設時間
企業相談	火～金	10：00～16：00
行政書士相談会	毎月第2水曜日	13：00～16：00

(行政書士相談会は山形県行政書士会対応、無料)